

韓国知的財産ニュース 2025 年 7 月後期

(No. 537)

発行年月日：2025 年 8 月 20 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、7 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1－1 【訂正】特許法施行規則の一部改正令上の訂正（産業通商資源部令第 609 号）
- 1－2 【公布】産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 611 号）
- 1－3 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2211604）
- 1－4 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2211805）
- 1－5 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2211835）

関係機関の動き

- 2－1 韓国特許庁、知財価値評価市場の活性化に向けた懇談会を実施
- 2－2 韓国特許庁、「AI 特許審査基準改正協議会」を発足
- 2－3 韓国特許庁、K-ビューティの輸出競争力の強化に向けた懇談会を実施
- 2－4 韓国特許庁、カカオトーク・E メール通知サービスを全面リニューアル
- 2－5 韓国特許庁、忠州(チュンジュ)市所在の中小企業などと知財懇談会を実施
- 2－6 韓国特許庁と国会、「産業財産情報の活用・拡散促進に向けた国会討論会」を開催
- 2－7 韓国特許庁の技術警察、二次電池技術を海外に流出した元大企業関係者 3 名を起訴
- 2－8 特許審判院移転 1 周年記念…歴代審判長を招き審判政策懇談会を開催
- 2－9 韓国特許庁、「2025 青少年発明フェスティバル」を開催
- 2－10 韓国特許庁、「2024 知識財産統計年報」を作成

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3－1 韓国特許庁の商標警察、自動車部品の模倣品流通業者 5 名を摘発

- 3-2 韓国特許庁、第2次国政懸案関係長官会合にて「模倣品流通防止の総合対策」を発表

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 故意による商標権・デザイン権の侵害時には懲罰的損害賠償が最大5倍に改正
- 4-2 商標出願公開後の異議申立期間を2月から30日に短縮する改正商標法が施行

その他一般

- 5-1 全国各地で特許パンが楽しめる！製パン関連特許出願が年平均11%増
- 5-2 特許・商標を出願したスタートアップは資金調達の可能性が17.1倍増

法律、制度関連

1-1 【訂正】特許法施行規則の一部改正令上の訂正（産業通商資源部令第609号）

電子官報（2025.7.16.）

産業通商資源部令第609号（特許法施行規則の一部改正令上の訂正）

官報第21033号（2025年7月11日）に掲載された産業通商資源部令第609号（特許法施行規則の一部改正令）上に誤りがあり、次の通り訂正します。

2025年7月16日

産業通商資源部長官

官報内容	訂正事項	備考
E00. マドリッド制度に基づく商標の国際登録出願にかかる本国官庁へのすべての手続き	E00. マドリッド制度に基づく商標の国際登録出願にかかる本国官庁へのすべての手続き	
F00. ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願にかかるすべての手続き		

F00. ハーグ協定に基づく 意匠の国際登録出願にか かるすべての手続き	F00. ハーグ協定に基づく 意匠の国際登録出願にか かるすべての手続き	別紙上重複する文言の削 除
G00. 知識財産ポイントの 照会及び使用	G00. 知識財産ポイントの 照会及び使用	

1－2 【公布】産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則の一部改正令（産業 通商資源部令第 611 号）

電子官報（2025. 7. 18.）

産業通商資源部令第 611 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2025 年 7 月 18 日

産業通商資源部長官

産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則の一部改正令

産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の2を第1条の3に改め、第1条の2を次のように新設する。

第1条の2（技術安保センターの指定申請書）「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令」（以下、「令」とする）第9条の2第3項に基づく技術安保センターの指定申請書は別紙第1号書式に従う。

第1条の3（従前の第1条の2）を次のように改める。

第1条の3（国家コア技術の該非判定申請書）令第13条の2第1項に基づく国家コア技術の該非判定申請書は別紙第1号の2書式に従う。

第1条の4から第1条の8までをそれぞれ次のように新設する。

第1条の4（国家コア技術保有機関登録申請書）令第13条の3第1項各号の外の部分に基づく国家コア技術保有機関登録申請書は別紙第1号の3書式に従う。

第1条の5（国家コア技術保有機関登録証）令第13条の3第3項に基づく国家コア技術保有機関登録証は別紙第1号の4書式に従う。

第1条の6（国家コア技術保有機関登録台帳）令第13条の3第3項に基づく国家コア技術保有

機関登録台帳は別紙第1号の5書式に従う。

第1条の7（国家コア技術保有機関変更登録申請書）令第13条の3第4項各号の外の部分に基づく国家コア技術保有機関変更登録申請書は別紙第1号の6書式に従う。

第1条の8（国家コア技術保有機関登録抹消申請書）令第13条の4第1項各号の外の部分に基づく国家コア技術保有機関登録抹消申請書は別紙第1号の7書式に従う。

第4条の2の中「令第18条の3第1項」を「令第18条の4第1項」に改める。

第4条の3の中「令第18条の4第1項又は第18条の5第1項・第2項」を「令第18条の5第1項又は第18条の6第1項・第2項」に改める。

第4条の4の中「令第18条の7第1項」を「令第18条の8第1項」に改める。

別表第1号における褒賞金の支給対象欄の中「第4号」を「第13号」に改め、同表第2号における褒賞金の支給対象欄の中「法第14条第4号」を「法第14条第13号」に改める。

別紙第1号書式を別紙第1号の2書式に改め、別紙第1号書式を別紙の通り新設する。

別紙第1号の2書式（従前の別紙第1号書式）の中「『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』第9条第6項」を「『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』第9条の2第1項」に、「同法施行規則第1条の2」を「同法施行規則第1条の3」に改める。

別紙第1号の3書式から別紙第1号の7書式までをそれぞれ別紙の通り新設する。

別紙第4号書式の中「『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』第11条第6項」を「『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』第11条第7項」に改める。

別紙第5号書式の中「同法施行令第18条の3第1項」を「同法施行令第18条の4第1項」に改める。

別紙第5号の2書式の表面の中「『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』第11条の2第2項、同法施行令第18条の4第1項」を「『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』第11条の2第2項、同法施行令第18条の5第1項」に「『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』第11条の2第5号、同法施行令第18条の5第1項」を「『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』第11条の2第5項、同法施行令第18条の6第1項」に「『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』第11条の2第6項、同法施行令第18条の5第2項」を「『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』第11条の2第6項、同法施行令第18条の6第2項」に改める。

別紙第6号書式の中「『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』第11条の2第8項、同法施行令第18条の7第1項」を「『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』第11条の2第9項、同法施行令第18条の8第1項」に改める。

別紙第6号の3書式の裏面の申請技術説明書の作成方法欄第2号の中「法第2条第1号イ目からリ目まで」を「『産業技術の流出防止及び保護に関する法律』第2条第1号イ目からヌ目まで」に、「技術的内容、根拠」を「技術的内容・根拠」に改める。

別紙第7号書式の中、申告内容欄を次のようにする。

申告内容	侵害技術	☐ 国家コア技術
	の類型	☐ 国家研究開発事業により開発した産業技術

	発生したか、発生する恐れのある産業技術の流出及び侵害行為の内容
--	---------------------------------

付 則

この規則は2025年7月22日から施行する。

■産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則〔別紙第1号書式〕

技術安保センター指定申請書

受付番号	受付日時	処理期間
------	------	------

申請人	名称		設立日	年 月 日
	事業者登録番号		法人登録番号	
	所在地			
	代表者		電話番号	
	Fax 番号		E メール	
	ホームページ			

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第7条第6項、同法施行令第9条の2第3項及び同法施行規則第1条の2に基づき技術安保センターの指定を申請します。

年 月 日

申請人
（署名又は捺印）

産業通商資源部長官 殿

添付書類	1. 専担組織及び専門人員の保有現況 2. 電子情報処理システムの運営現況及び当該システムに対するセキュリティ対策 3. 専担組織、専門人員及び電子情報処理システムに関する内部規定	手数料なし
処理手続き		
申請書の作成	→	受付
	→	検討
	→	決定内容の通知
申請人		産業通商資源部

■産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則〔別紙第1号の3書式〕

国家コア技術保有機関登録申請書

※〔 〕には該当するところに✓入れてください。

受付番号	受付日時	処理期間
------	------	------

申請人	機関名		事業者登録番号
	氏名（代表者）		
	所在地	本社 (電話番号：)	
		事業場 (電話番号：)	

申請内容	技術名称	
	申請事由	☐ 国家コア技術の該非判定を受けた場合 ☐ 国家先端戦略技術の該非判定を受けた場合 ☐ 既存の対象機関から国家コア技術を移転され、国家コア技術に対し実質的な権利を有する場合
	登録事由の発	

	生日	
--	----	--

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第9条の3第1項、同法施行令第13条の3第1項及び同法施行規則第1条の4に基づき、上記のとおり国家コア技術保有機関の登録を申請します。

年 月 日

申請人 (署名又は捺印)

産業通商資源部長官 殿

添付書類	1. 「産業技術の流出防止及び保護に関する」第9条の3第1項各号のいずれかに該当することを証明する書類 2. 国から研究開発費を支援され、当該の国家コア技術を開発した場合、その研究開発費に関する資料	手数料なし
------	--	-------

処理手続き								
申請書の作成	→	受付	→	申請内容の確認	→	登録証の発行	→	申請人に送付

申請人 産業通商資源部

■産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則 [別紙第1号の4書式]

登録番号	第	号
------	---	---

国家コア技術保有機関登録証

- 機関名：
- 代表者：
- 所在地：
- 事業者登録番号：
- 国家コア技術名：(分野) － (技術名)

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第9条の3第1項、同法施行令第13条の3第1項・第3項及び同法施行規則第1条の5に基づき、上記のとおり登録したことを証明します。

年 月 日

産業通商資源部長官

職印

■産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則〔別紙第1号の5書式〕

国家コア技術保有機関登録台帳

登録 番号	機関 名	事業者 登録番 号	所在地 (本社/ 事業 場)	連絡先 (本社/ 事業 場)	代表 者氏 名	登録・ 変更・ 抹消 年月日	国家コア技術		登録区分 (登録・ 変更・ 抹消)	備 考
							分野	技術名		

■産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則〔別紙第1号の6書式〕

国家コア技術保有機関変更登録申請書

受付番号	受付日時	処理期間
------	------	------

申請人	機関名		事業者登録番号
	氏名（代表者）		
	所在地	本社	（電話番号： ）
		事業場	（電話番号： ）

申請内容	技術名称	
	変更内容	
	変更前	
	変更後	
	変更事由	
	変更事由	

	の発生日	
--	------	--

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第9条の3第1項、同法施行令第13条の3第4項及び同法施行規則第1条の7に基づき、上記のとおり国家コア技術保有機関の変更登録を申請します。

年 月 日

申請人 (署名又は捺印)

産業通商資源部長官 殿

添付書類	1. 「産業技術の流出防止及び保護に関する」第13条の3第3項に基づく国家コア技術保有機関登録証 2. 変更内容を証明する書類	手数料なし
------	--	-------

処理手続き								
申請書の作成	→	受付	→	申請内容の確認	→	登録証の発行	→	申請人に送付

申請人 産業通商資源部

■産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行規則〔別紙第1号の7書式〕

国家コア技術保有機関登録抹消申請書

※ [] には該当するところに✓入れてください。

受付番号	受付日時
------	------

申請人	機関名		事業者登録番号
	氏名（代表者）		
	所在地	本社	（電話番号： ）
		事業場	（電話番号： ）

申請内容	技術名称	
	抹消事由	[] 国家コア技術の指定が解除された場合

		☐ 国家コア技術の輸出及び海外買収・合併等により国家コア技術を移転して国家コア技術について権利・資料・情報を保有しなくなった場合 ☐ 他の企業等に国家コア技術を移転する等国家コア技術に対し実質的な権利を有しなくなった場合
	抹消事由の発生日	

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」第9条の3第2項、同法施行令第13条の4第1項及び同法施行規則第1条の8に基づき、上記のとおり国家コア技術保有機関の登録抹消を申請します。

年 月 日

申請人 (署名又は捺印)

産業通商資源部長官 殿

添付書類	1. 「産業技術の流出防止及び保護に関する」第9条の3第2項各号のいずれかに該当することを証明する書類 2. その他国家コア技術保有機関の登録抹消を検討するための参考資料	手数料なし						
処理手続き								
申請書の作成	→	受付	→	申請内容の確認及び登録抹消の有無決定	→	申請人に通知	→	登録証の返納
申請人	産業通商資源部						申請人	

改正理由及び主要内容

国家コア技術保有機関として登録を受けようとする企業・研究機関・専門機関・大学等は国家コア技術の該非判定を受けたことを証明する書類等を添付して産業通商資源部長官に申請し、産業通商資源部長官は国家コア技術保有機関の登録を検討するために韓国産業技術企画評価院等の機関の中から申請を受けて技術安保センターとして指定できるようにする等の内容に「産業技術の流出防止及び保護に関する法律施行令」が改正（大統領令第 35654 号、2025 年 7 月 15 日公布、7 月 22 日施行）されることにより、技術安保センター指定申請書の書式及び国家コア技術保有機関登録申請書の書式

を作成する等、大統領令で委任された事項とその施行に必要な事項を定める目的である。

1－3 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2211604）

議案情報システム（2025. 7. 21.）

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

議案番号：2211604

提案日：2025年7月21日

提案者：ソ・イルジュン議員（国民の力）外14人

提案理由及び主要内容

現行法では、産業通商資源部長官は必要な場合に産業技術を保有する企業・研究機関・専門機関・大学等（以下、「対象機関」とする）における産業技術の保護及び管理の現況に関する実態調査を行うことができる。

しかし、対象機関の産業技術を取り扱う専門人員に関する管理は、産業技術の保護・管理において欠かせない要素であるにも関わらず、実態調査対象の中で「産業技術を取り扱う専門人員の管理現況」について明確に定められておらず、関連政策の策定に限界があるという意見がある。

従って、実態調査対象に産業技術を取り扱う専門人員に関する管理現況について明記して含めることで、産業技術の保護に万全を期す目的である（案第17条第1項）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第17条第1項の中「現況」を「現況（産業技術を取り扱う専門人員の管理現況を含む）」に改める。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

商標法の一部改正法律案

議案番号：2211805

提案日：2025年7月29日

提案者：オ・セヒ議員（共に民主党）外13人

提案理由及び主要内容

現行法に基づき、特許庁長は審査官に対し商標登録出願及び異議申立について審査をさせ、審査官は商標登録出願について拒絶理由を発見しない場合は商標登録査定をしなければならない。

しかし、出願公告に関連する条文においても「審査官は商標登録出願について拒絶理由を発見しない場合」という同様の文言が使われるため、商標登録査定の時点が出願公告決定の時点と同一であると誤解される可能性がある。

従って、出願公告及び異議申立手続きが終わった後、商標登録査定をするという点を明らかにすることで商標登録手続きの明確性を高める目的である（案第68条）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第68条の中「商標登録出願」を「出願公告及び異議申立の手続きが終わった後（第57条第1項但し書に基づき出願公告決定を省略した場合を除く）、商標登録出願」に改める。

附 則

この法律は、公布した日から施行する。

商標法の一部改正法律案

議案番号：2211835

提案日：2025年7月30日

提案者：オ・セヒ議員（共に民主党）外14人

提案理由及び主要内容

特許庁は「公共機関における情報公開に関する法律」第3条等に基づき、原則、出願された商標に関する情報を公開している。

しかし、現行法上、出願された商標の情報公開に関する明確な根拠になる規定がなく、最近、知財情報検索サービスから公開された出願商標情報の閲覧の禁止又は非公開を要請する相談が相次いでいる。また、書類の搬出禁止及び鑑定・証言等の制限を定める条項の題目が「公開禁止」という文言を含めているため、商標登録出願等に関する書類全般について公開を禁止することと誤解の余地があるとの指摘がある。

従って、出願された商標の情報公開に関する法的根拠を設け、書類の搬出禁止及び鑑定・証言等の制限を定める条項の題目の中「公開禁止」を「鑑定等の禁止」に変更することで、法体系の明確性と予測可能性を高める目的である（案第215条等）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第215条の題目の中「書類」を「出願された商標の公開及び書類」に改め、同条の題目の外の部分を第2項に改め、同条に第1項を次のように新設する。

①出願された商標に関する事項は公開され、公開の範囲及び方法は特許庁長が定めて告示する。

第216条の題目の中「搬出と公開」を「搬出及び鑑定等の」に改める。

附 則

この法律は、公布した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、知財価値評価市場の活性化に向けた懇談会を実施

韓国特許庁（2025. 7. 18.）

発明など知財評価機関と議論

韓国特許庁は、知的財産価値評価※を行う「発明などの評価機関」と共に 7 月 18 日金曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区）にて知財価値評価市場の活性化に向けた発明などの評価機関との懇談会を開いたと発表した。

※知財の経済的価値を価額や等級などで表示するものであり、価値評価の結果は知財（IP）金融や技術移転などに活用される

今回の懇談会では、特許庁が指定する 32 の評価機関のうち、7 つの主要機関が参加して知財価値評価の体系や改善事項、市場の活性化について話し合った。

評価機関は企業が知財を活用して資金を調達し事業化につなげるよう、企業が保有する知財について価値評価を行っている。知財価値評価を基に企業が資金調達に活用した金額は 2024 年時点、10 兆 8 千億ウォンに達するなど、知財価値評価は優秀な知財を有する企業の成長を率いる主要な役割を担っている。

※2024 年 IP 金融規模（残高）10 兆 8,786 億ウォン（IP 担保融資 2 兆 1,541 億ウォン、IP 投資 4 兆 3,166 億ウォン、IP 保証 4 兆 4,079 億ウォン）

懇談会に参加した評価機関は、知財の投資活性化に向けた支援策の確立、技術特例上場など知財価値評価の結果を活用する分野の拡大、評価機関の品質管理およびインフラ管理への支援強化、知財担保融資、事業化支援など事業体系の改善などを求めた。

特許庁長は「知財は企業が有する技術力や未来のポテンシャルがわかる重要な指標であり、資産になる」とし、「発明などの評価機関と引き続き協力することで、企業が有する知財を的確に評価し、その結果を企業が活用することで『真の成長』を実践できるよう手厚く支援する」と述べた。

2-2 韓国特許庁、「AI 特許審査基準改正協議会」を発足

韓国特許庁（2025. 7. 23.）

AI 技術の進化に合わせた特許審査基準について話し合う

韓国特許庁は7月22日火曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区）にて「AI 特許審査基準改正協議会」を発足し、初懇談会を開くと発表した。

特許庁は人工知能（AI）技術の台頭と変化に伴い、2020年にAI分野審査基準を作成し、2022年と2023年に2回改正を行った。しかし、最近AI技術は、産業AI、オンデバイスAI（On-Device AI）といった新しい技術が登場し、その活用範囲が広がるなど目まぐるしく変化している背景から、技術変化を審査基準に反映する必要があった。

特許庁はベンチャー企業など産業界、学界、研究所から知財を担当する実務専門家18人からなる協議会を立ち上げ、審査基準を改正する上でAI産業からの声を積極的に反映する計画だ。

初懇談会では、国内外におけるAI特許出願の動向、AI関連判例および審査事例などについて共有し、審査基準の改正方向について専門家からの意見を幅広く収集する考えだ。並びに、出願時の相談などについても事由に話し合う時間を設けることで、実質的な改善策を探る考えだ。

特許庁は協議会を中心にさまざまな意見を取り集め、今年9月まで改正草案を作成し、10月中最終案を確定する計画だ。

特許庁のデジタル融合審査局長は「目まぐるしく進化するAI技術の変化に合わせて知財制度を柔軟に見直す必要がある」とし、「今回の協議会が産業現場と政策をつなぐ役割を担い、韓国企業がAI特許の競争力を高めるための基盤づくりに取り組む」と述べた。

2-3 韓国特許庁、K-ビューティーの輸出競争力の強化に向けた懇談会を実施

韓国特許庁（2025. 7. 25.）

K-メディカルエステティック企業「クラシス」を訪問

韓国特許庁は7月25日金曜日、海外市場にK-ビューティーを発信する、医療機器メーカー「クラシス」（ソウル市江南区）を訪問し、K-ビューティー分野の輸出支援や知財権保護策について議論した。

同社は現在、世界80か国に輸出しており、全体売上高の約7割を海外で占める代表的なK-メディカルエステティック※企業である。同社はブランドや技術を保護するために、国内外で特許188件、商標・意匠1,084件を取得するなど、グローバル企業へと成長して

いる。特許庁の「海外オンライン模倣品遮断支援事業」に参加し、商標権、デザイン権を侵害した模倣品の販売投稿を遮断するなど、海外で知財権の保護体制を構築している。

※メディカルエステティック：ボトックス、フィラー、レーザー、高周波など医学的根拠に基づいた美容・施術・クリニックのこと

懇談会では輸出企業の技術やブランドの価値を海外で安定的に保護する方策について議論された。

特許庁は2020年から海外プラットフォーム上の模倣品流通の遮断を支援しており、2023年からAIを活用した検知手法を採用して115か国約1,600のプラットフォームを対象に取り締まりを行っている。とりわけ、昨年遮断した約19万件の模倣品の中、K-ビューティー関連製品は約2万3,500件（12%）とキャラクター・生活用品、衣類に続き、3番目に多いという。

※1位キャラクター・生活用品（100,624件、52.4%）、2位衣類（31,894件、16.6%）、3位化粧品（23,494件、12.2%）

特許庁長は「クラシスなど技術基盤のK-メディカルエステティック企業の成果は韓国知財の力を証明するものである」とし、「K-ビューティーの人気の世界的に広がっている中で、K-ビューティーをはじめ、さまざまな分野の韓国企業がブランドの価値を脅かされることなく、輸出事業を展開していけるよう、知財保護政策をさらに強化していく」と述べた。

2-4 韓国特許庁、カカオトーク・Eメール通知サービスを全面リニューアル

韓国特許庁（2025.7.25.）

表示情報の追加や新しい通知形式の導入により通知サービスの利便性を強化

韓国特許庁はユーザーの利便性を高めるために、カカオトークやEメールで提供する知財行政通知サービスを全面リニューアルしたと発表した。

今回のリニューアルは、今年3月開かれたINNOBIZ企業懇談会において「登録料支払い期限通知時に企業名を表示してほしい」というユーザーからの意見を反映して、登録料通知を含め、全体の通知サービスにおいて表示形式や表示情報などを見直し、改善を進めた。

【18種類の通知文の見直し…出願人・権利名称など表示情報の追加により利便性を向上】

特許庁は今回のリニューアルにより、計 18 種類 177 件の形式（カカオトーク 95 件、E メール 82 件）の通知文を見直した。

どのような内容の通知なのか一目でわかるように、通知文によって受信者、出願人・権利者（自然人・法人）、特許・商標・デザインの権利名称などの情報を表示させる。共同出願の場合は最大 3 名まで出願人または権利者の氏名を表示し、それ以上は「他 n 名」という形式で簡潔に表示される。

また、第三者への流出防止など個人情報保護を強化するために、本人が受信する内容の通知であっても氏名の一部を隠して表示するマスキング設定を導入した。

【新しい通知形式の導入により、各ユーザーのニーズに応じた情報提供】

今回のリニューアルでは、ユーザーからのニーズを反映して新しい通知形式を導入した。

特許出願に第四次産業革命に関する新特許分類※が付与されたか、優先審査の対象に該当するカーボンニュートラル・グリーン技術に関する特許分類※※が付与された場合は、優先審査の申請が可能であるという旨を通知する。

※人工知能（AI）、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、次世代通信、モノのインターネット（IoT）、スマートロボット、自動運転車、ドローン、拡張現実、スタートシティ、カスタマイズ型ヘルスケア、革新的新薬、スマート半導体、先端素材、新再生可能エネルギー、3D プリンティング、ブロックチェーン、スマート製造、次世代バイオ医薬品（特許・実用新案にかかる優先審査の申請に関する告示第 4 条第 2 号タ目関連）

※※二酸化炭素の回収、水素・アンモニア、次世代原子力、先端モビリティ、再生可能エネルギーなど、特許法ホームページで掲載する優先審査対象のカーボンニュートラル・グリーン技術にかかる特許分類（特許・実用新案にかかる優先審査の申請に関する告示第 4 条第 2 号ロ目関連）

また、特許審判結果の一部確定時や訴訟の一部手続きの終了時にも、各段階に合わせて通知を提供する。

ユーザーが重要な行政手続きを忘れることがないように、わかりやすく情報を発信することで通知サービスの活用度がさらに高まる効果が期待される。

【ユーザーに情報のアップデートを誘導】

特許庁は出願手続き時に使用するウェブサイト「特許路」にてポップアップの表示を行い、ユーザーが電話番号や E メールアドレスなど連絡先の情報を定期的にアップデートするよう案内している。最新のユーザー情報を確保することは、通知サービスの正確な提供だけでなく、行政手続きの迅速な処理にも欠かせないことである。

特許庁の産業財産情報局長は「今回の通知サービスの改善は、ユーザーフレンドリーな行政活動の一環であり、今後もユーザーの声を反映してさらに便利で信頼できる知財行政を提供していく」と述べた。

韓国特許庁は、出願、審査、登録、審判など知財の権利状態に合わせてさまざまな行政通知サービスを提供している。2024 年一年間、約 30 万 5,000 名の通知サービス申請者に計 222 万件の通知を提供した。通知サービスの申請は「特許路(<https://www.patent.go.kr>)」から「My 特許路>便宜サービス」メニューで設定できる。

2-5 韓国特許庁、忠州(チュンジュ)市所在の中小企業などと知財懇談会を実施

韓国特許庁 (2025. 7. 25.)

知財を活用した地方経済の活性化について話し合う

韓国特許庁は 7 月 23 日水曜日、ユネスコ国際武芸センター（忠清北道（チュンチョンブクト）忠州（チュンジュ）市）にて地域所在の中小企業や個人事業者など約 80 名と懇談会を開き、知財を活用した地方経済の活性化について話し合った。

懇談会は、同地域の中小企業や個人事業者と知財の活用状況について共有し、知財を基に競争力を高める支援政策を紹介するために行われた。

懇談会で特許庁は、2024 年度に行った知財支援成果について共有した。知財支援が十分届いていなかった地域の個人事業者を対象に 4,562 件の知財権出願を支援し、輸出事業を展開する中小企業 819 社を対象に知財を基にした海外進出を支援した結果、輸出額が 1,874 億ウォン増加する成果を上げた。

参加者は、知財こそが地域において持続可能な成長を率いるカギとなるという考えに共感し、各ユーザー層のニーズに応じた細かい支援を求めた。

懇談会を主催したイ・ジョンベ国会議員（忠州市）は「忠州で多くのユーザーと意見を交換する有意義な場が開かれたことを機に、地域所在の中小企業や個人事業者が知財の保

護や価値において有効活用できる支援を行ってほしい」と述べた。

キム・ワンギ特許庁長は「知財は、大手企業だけではなく中小企業や個人事業者など誰であれ成長のカギとなる」とし、「地方所在企業が知財を基に競争力を高め、地域経済にも活気をもたらすよう積極的に支援する」と述べた。

2-6 韓国特許庁と国会、「産業財産情報の活用・拡散促進に向けた国会討論会」を開催

韓国特許庁（2025. 7. 25.）

「真の成長への道：産業財産情報から正解がわかる」というスローガンのもと、専門家が一堂に会する

韓国特許庁は7月24日木曜日、国会議員会館（ソウル市永登浦（ヨンドゥポ）区）にて国会※が主催し、特許庁が主管する「産業財産情報の活用・拡散促進に向けた国会討論会」（以下、討論会）を開いたと発表した。

※国会産業通商資源中小ベンチャー企業委員会チャン・チョルミン議員

今回の討論会は、産業財産情報の活用と拡散が経済安全保障と技術革新をけん引し、持続可能な「真の成長」を実現する上で核心的な方策だという考え方のもと、これに関する政策的な解決策を模索するためである。

冒頭でチャン・チョルミン議員からの開会挨拶とキム・ワンギ特許庁長からのお祝いの挨拶を行い、建国（コングク）大学技術経営学科パク・ジェミン教授が「産業財産情報の価値および国内外における活用現況」について発表した。続いて、イ・ジュンホ韓国特許情報院特許ネット戦略本部長が「技術覇権に備えた産業財産情報の活用・拡散体系の研究」について発表した。

その後行われたディスカッションでは、ソン・スンウ法務法人ユルチョン常任顧問が座長を務め、ユン・スンヒョン現代（ヒョンデ）自動車知的財産室長とユン・ギウン特許庁産業財産情報政策課長がパネルとして参加し、踏み込んだ議論をした。

キム・ワンギ特許庁長は「産業財産情報は技術競争力の確保と経済安全保障を強化する最適なツールであり、産業の全般においてAIトランスフォーメーションを加速化する土台になり、それを活用・拡散することは『真の成長』において欠かせない戦略だと思う」とし、「今回の討論会を機に、産業財産情報が公共と民間分野で幅広く活用されるよう政策

基盤を強化していく」と述べた。

2-7 韓国特許庁の技術警察、二次電池技術を海外に流出した元大企業関係者 3 名を起訴

韓国特許庁（2025. 7. 28.）

特許庁・検察・国家情報院間の緊密な連携と被害企業からの協力により海外流出を防止

韓国特許庁技術デザイン特別司法警察（以下、「技術警察」）と大田（テジョン）地方警察庁特許犯罪調査部は 28 日、国家先端戦略技術が含まれた二次電池関連資料を許可なく流出した韓国系二次電池大手企業の元チーム長 A 氏（48 歳、拘束）など計 3 名に対し「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」などを違反した疑いで起訴したと発表した。

【在宅勤務用 PC など二次電池関連資料約 3,000 枚を撮影】

技術警察によると、A 氏は 2023 年 10 月頃、代理人 C 氏（35 歳、不拘束）からの紹介で海外の素材メーカーの代表に会い転職を考えていたところ、2023 年 11 月に免職になったことで退職を決意し、2023 年 11 月から 2024 年 2 月退職日まで在宅などで業務用 PC を使い被害企業の仮想 PC にアクセスして不法撮影する手法で被害企業から資料を許可なく流出し、2024 年 10 月頃には被害企業に在職中の B 氏（45 歳、不拘束、2024 年 12 月退職）から追加の資料を不正に取得した疑いがある。

A 氏が流出した資料には、二次電池セルの設計情報（現在、数兆ウォン～十数兆ウォン相当の契約を推進中）、製品・技術開発、製造・原価のロードマップといった中長期の総合戦略資料、負極在などコア素材の開発情報（評価、単価、協力会社との運営方策など）が盛り込まれ、画像ファイルは約 3,000 枚であり、その一部は国家先端戦略技術および国家コア技術に当たる資料だという。

万が一、A 氏が不正入手した資料の中で国家先端戦略技術など主要情報が含まれた内容が海外に流出されてしまったとすれば、企業が受ける十数兆ウォン相当の契約による被害、莫大な研究・開発の費用、国内の二次電池産業エコシステムに与える影響などを鑑みると、その被害規模は予測できないほど大きくなると思われる。

【技術警察 - 検察 - 国家情報院間で緊密な協力と被害企業からの積極的な協力による成果】

技術警察は 2024 年 11 月、国家情報院産業機密保護センターから A 氏の犯罪行為に関する情報を収集して即時捜査に取り掛かり、2024 年 12 月 A 氏の自宅を家宅搜索して約 3,000 枚に至る画像ファイルや関連証拠を確保した。その後、証拠分析を行い、A 氏が被害企業の社員 B 氏から追加の資料を不正入手した事実と C 氏を通して海外の素材メーカーと接した事実などを把握し、B 氏と C 氏を書類送検し、B 氏に対して家宅搜索や取り調べを行った。

技術警察は捜査のすべての過程において大田地方検察庁特許犯罪捜査部と協力し、その中で A 氏が不正入手した被害企業の資料の中で国家先端戦略技術が含まれている事実について産業通商資源部から確認を受けて、A 氏を拘束して捜査を続けた。

技術流出事件の場合、被害を受けた企業は企業イメージにダメージを与えることを懸念して消極的な対応をとることが多くあったが、今回の事件で被害を受けた企業は情報セキュリティ事件が起きたら直ちに捜査を依頼することを基本原則として、積極的な対応が早期解決につながったと思われる。

今回の事件は、国家情報院の的確な情報収取、技術専門性を有する特許庁と捜査・法律専門性を有する検察間での緊密な協力、産業通商資源部の迅速な確認による成果であり、国家先端戦略技術をはじめ、韓国の二次電池分野における革新的な技術が海外に流出される事態を防ぐことができた点に大きな意義がある。

特許庁長は「技術流出は国の安全保障と経済に深刻なリスクをもたらす行為である」と強調し、「特許庁技術警察は技術専門性を基に技術流出の防止をリードしており、今後も関係機関と積極的に連携することで、韓国の未来をけん引する先端技術を守ることができるよう取り組んでいく」と述べた。

2-8 特許審判院移転 1 周年記念…歴代審判長を招き審判政策懇談会を開催

韓国特許庁（2025. 7. 28.）

韓国特許庁は 7 月 28 日月曜日、政府大田（テジョン）庁舎顧客センター（大田市西区）にて特許審判院移転※1 周年を記念して歴代審判院長を招待し、審判政策懇談会を開いた。
※2024 年 7 月 29 日政府大田庁舎顧客センターに移転

今回の懇談会は、この 10 年間にわたる特許審判院の変化について共有し、知財審判制度の発展方向について踏み込んだ議論を行うために開かれた。

今回の懇談会には歴代審判院長が参加し、審判院の発展や主な政策推進の経験について意見を交わし、「無効審決予告制」、「当事者系審判における審理手続きの改善」、「審判－調停連携制度の活性化」など、現在、審判院が進めている主な懸案や今後の発展方向について幅広く議論した。

また、今年 1 月 1 日から先端戦略産業分野において審判の専門性を一層高めるために、これまで 6 つに分かれていた先端技術審判部を 9 つに拡大して運営しており、その運営状況や成果などについても共有した。

※（既存 6 つ）半導体、モビリティ、二次電池、AI、次世代通信、デジタルメディア＋（追加 3 つ）バイオ、ロボット、医薬品

特許庁長は「今回の懇談会は、先輩審判院長から立派なご意見をいただいて審判院をさらに発展させる場になったと思う」とし、「名品特許戦略により、大韓民国が真の成長を実現するよう高品質な審判サービスの提供に最善を尽くす」と述べた。

2-9 韓国特許庁、「2025 青少年発明フェスティバル」を開催

韓国特許庁（2025. 7. 30.）

未来発明家の創意的な挑戦や情熱であふれるイベントが開かれる！

世界へ羽ばたく青少年たちの独創的なアイデアと情熱が輝く発明イベントが開かれる。

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会などが主管する「2025 青少年発明フェスティバル」が 7 月 31 日木曜日から 8 月 2 日土曜日まで 3 日間、大田（テジョン）コンテンションセンター（大田市儒城（ユソン）区）にて開かれる。

青少年発明フェスティバルは、創意的な発明やアイデアを育て青少年たちに発明文化を広げるために、毎年開かれる韓国最大規模の青少年向け発明イベントである。

今回のイベントは 7 月 31 日午前 11 時開幕式が開かれ、第 38 回大韓民国青少年発明展示会の授賞式・展示会、大韓民国青少年創意力チャンピオン大会の本選・授賞式、発明・知財教育や体験プログラムなど、さまざまなイベントが行われる。

今年の大韓民国青少年発明展示会には、計 6,843 件のアイデアが応募され、このうち 195 件が優秀作として選ばれた。銅賞級以上の受賞作はイベント期間中、展示会にて紹介される。

大統領賞は「無動力自動換気装置にかかる換気性能改良型の常時作動誘導構造体」を出品したソン・チワン生徒（大田テシン高等学校 2 年生）が受賞し、国務総理賞は「自動分類可能なビンゴボードゲーム装置」（クォン・ジュウォン生徒、大田グルコッ中学校 1 年生）、「回して簡単に打ち・抜きできるラウンドヘッド型テントペグ」（チャン・ユンジン生徒、巨済（コジェ）サンドン小学校 6 年生）が受賞した。

全国から集まった小・中・高の児童・生徒たちがチームをつくり、アイデアを競い合う 2025 大韓民国青少年チャンピオン大会の本選も開かれる。予選で選ばれた 50 の市・道からの代表チームが表現課題、製作課題、即時課題など 3 つの活動を行い、課題の解決策を自ら創作した公演で披露する表現課題は観客に公開される。授賞式はイベント最終日の 8 月 2 日土曜日に行われる。

青少年向け多彩な発明体験・教育プログラムも開かれる。6 軸ロボット AI バス、無人機風船の操縦、3D モデリング、プロペラ自動車の製作など、さまざまな参加型プログラムが実施され、アイデアの権利化、取引、起業などビジネスで生かせる知財相談が行われる。

発明・知財教育情報館では、イベントに参加した青少年、教員、保護者を対象に小学生から大人まで各層のニーズに応じた創意発明・知財教育の情報や相談サービスを提供する。

観覧・体験が可能な時間は午前 10 時から午後 5 時までであり、参加費は無料である。詳細については発明教育ポータルサイト（[www. ip-edu.net](http://www.ip-edu.net)）にて確認できる。

特許庁長は「人工知能により我々の社会が急変しており、創意性や融合的な思考力を有する発明人材の重要性は高まりつつある」とし、「今回のイベントを機に多くの青少年たちが未来を率いる能力を備えた創意的な人材へと成長することを祈る」と述べた。

2-10 韓国特許庁、「2024 知識財産統計年報」を作成

韓国特許庁（2025. 7. 31.）

韓国における知財活用が数値でわかる…小規模事業者の統計情報を初めて収録

韓国特許庁は 7 月 31 日金曜日、韓国における知財活動の現況や産業全般の動向を分析した「2024 知識財産統計年報」を公開したと発表した。

知財統計年報は、一年間の特許・実用新案・商標・意匠など産業財産権の出願や登録の現況を総合的に分析した資料であり、技術中心の産業戦略の策定や政策の確立において有

効活用できる基礎統計になる。

今年の年報には初めて、小規模事業者を対象に集計した知財統計が作成された。これは、商標や意匠など知財活動を中心に小規模事業者による出願・登録の現況や年度別の推移について分析した結果であり、今後、小規模事業者のニーズに応じた支援政策の策定やユーザーフレンドリーな制度改善を進める上で有効活用されると思われる。

また、年報には、産業分野別の特許出願の動向、地域別の知財活動の比較、特許協力条約（PCT）による特許の国際出願・マドリッド制度による商標の国際出願の現況など、政府・企業・民間で活用されるさまざまな統計情報が盛り込まれている。

特許庁の産業財産情報局長は「知財統計は技術動向や産業構造が数値でわかる重要な政策の資産だと思う」とし、「今後、より多様な分野別・産業別の知財統計を作成・公開することで、企業の戦略策定、学術研究などに活用されるよう取り組む」と述べた。

「2024 知識財産統計年報」は特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）※にてダウンロードできる。

※特許庁ウェブサイト＞冊子/統計＞統計＞統計刊行物

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁の商標警察、自動車部品の模倣品流通業者 5 名を摘発

韓国特許庁（2025. 7. 29.）

ABS センター、シートベルト未着用警告音の解除クリップなど 27,781 点を押収

韓国特許庁の商標特別司法警察（以下、「商標警察」）は 29 日、京畿道（キョンギド）周辺で自動車部品の模倣品とシートベルト未着用警告音の解除クリップ（以下、「シートベルトクリップ」）を流通した事業場 3 か所を取り締まり、自動車部品の模倣品 7,786 点（13t 規模）、シートベルトクリップ 19,995 点を押収し、A 氏（男性、72 歳）など 5 名を商標法違反の疑いで書類送検したと発表した。

商標警察は昨年初旬から交通事故を起こすなど搭乗者の命や安全を脅かすような自動車部品の模倣品や安全ベルトクリップが流通されていることを把握し、企画捜査に取り掛かった。約 9 か月にわたる集中捜査により、証拠物を確保した後、被疑者 A 氏などが運営する事業場を自宅搜索して模倣品を販売していた事実を確認した。

【廃棄処分された不良品処理・未承認の部品の流通が事故発生につながる懸念】

商標警察によると、A氏、B氏（男性、65歳）、C氏（男性、60歳）は2019年から2024年9月まで京畿道周辺で自動車部品の模倣品を海外に流出していたことがわかった。A氏は2023年にも自動車部品の模倣品を流出して商標警察から摘発されたことがあるという。「商標法」違反罪だけで4件の犯罪行為をしたことがわかった。

被疑者らから押収した自動車部品の模倣品はABSセンサー、ダンパプーリ、ブレーキホースなど約38種類の計7,786点（正規品価格約7億ウォン相当）だという。このような自動車部品の模倣品は、生産過程で不良処理された部品や部品製造業者から不正入手した未承認の部品が多く、正式なルートで安全性検査を受けていない製品であるため流通されてしまうと、交通事故につながる恐れがある。

【海外からシートベルトクリップを輸入して全国に流通…安全運転を脅かす】

商標警察は2023年から2024年9月までの間、海外からシートベルトクリップを輸入して国内に流通したD氏（男性、31歳）とE氏（女性、57歳）の事業場を取り締まった。彼らから押収したシートベルトクリップは計19,995点に至る。また、彼らから押収した販売帳簿から2年間計15,527点（約2億8,000万ウォン）を販売していたことが明らかになった。彼らは輸入の際に3回も税関で摘発されて通関不可処分を受け、商標権者に「商標侵害禁止確約書」を提出していたにもかかわらず、犯罪行為を続けていたという。

自動車用のシートベルトクリップは2017年韓国消費者院が販売中止を勧告した製品であり、シートベルトの未着用率を高める「安全性能除害用品」に該当する。このような問題が相次ぎ、2021年5月国家においても「安全運航に必要な構造及び装置等の性能を除害する『安全性能除害用品』を製造・流通又は販売する行為を禁止」する「自動車管理法の一部改正法律案」が発議（ソン・オクジュ議員による代表発議）したことがある。

特許庁の産業財産保護協力局長は「自動車部品の模倣品を使うと低い品質により車両に異常が発生するか事故につながり、搭乗者の安全を脅かす事態を招く恐れがある」とし、「商標警察は国民の健康と安全を脅かすような日常生活用品について捜査力を一層強化していく方針だ」と述べた。

3-2 韓国特許庁、第2次国政懸案関係長官会合にて「模倣品流通防止の総合対策」を 発表

韓国特許庁（2025.7.30.）

AI など先端技術でオンライン上の模倣品流通を24時間モニタリング・遮断

国民の健康や安全を脅かし、企業の成長や革新を妨害し、海外輸出市場においてK-ブランドに悪影響を与える模倣品の流通に対する制裁が一層強化される。ECサイト、SNS、ライブ配信など巧妙かつ高度化している模倣品流通※を遮断するために、人工知能（AI）など先端技術が本格的に活用される。

韓国特許庁は7月30日水曜日、第2次国政懸案関係長官会合にて「模倣品流通防止の総合対策」を発表した。

※特許庁が行うモニタリングにより摘発・予防した模倣品の被害推定額は約10兆ウォン（2024年）

今回の対策は、有名なアパレルブランドの保護から国民の健康や安全・K-ブランドの全体への保護へ、事後取締りからAIなど先端技術を活用した事前遮断体系へ、政府主導の政策設計・運営からECプラットフォーム・商標権者・消費者など誰もが参加するシステムへの改善の内容を柱とする。

【①AI モニタリングによる模倣品遮断の範囲を500のブランドへと拡大】

まず、AIを活用したモニタリング・遮断の範囲を現在の160のブランドから2027年まで500のブランドへと拡大する。AIなど先端技術を活用して画像、テキストなどを同時分析して変形された商標や画像の加工手法を検知する。関税庁と連携してAIで検知した海外からの模倣品を通関段階から遮断し、放送通信審議委員会と連携して販売サイトへのアクセス遮断や海外模倣品事業者の投稿の削除を実施するなど、部処横断型遮断体系を構築する。また、化粧品など模倣品被害の多い業種に適した模倣品流通防止技術の活用を高めるために関係企業とも連携の幅を拡大する。

【②SNS、ライブ配信など集中取締り】

SNS、ライブ配信など模倣品流通が密に行われる流通ルートを対象に証拠収集手法を高度化し、企画捜査と連携する。常習的な販売者のアカウントを遮断し、模倣品販売者の情報を共有する。また、商標権侵害に対する懲罰的賠償を最大5倍まで拡大する（2025年

7月22日施行)。さらに、国のイメージにダメージを与えうる東大門（トンデムン）周辺黄色い天幕など大規模の模倣品販売業者が摘発されるエリアに対し、専担捜査チームの取締りや地方自治団体による露店販売許可の取消など、処罰水準を強化する。

【③EC サイト上の「責任分担」…海外プラットフォーム社に対し韓国国内代理人指定の義務化へ】

EC プラットフォーム上の模倣品流通を根絶するための商標法改正を推進する。プラットフォーム社に商標権者が模倣品を申告すると当該商品の販売を遮断し、海外所在の EC プラットフォーム社に対しても国内業者と同一水準の責任を課すよう改善するために、韓国国内代理人指定の義務化制度を導入する。申告・遮断措置を不履行したプラットフォーム社には過料が科され、違反内容は公開される。また、特許庁による書面実態調査やその結果を一般に知らせる手続きを導入することで、EC プラットフォーム社による対応を体系的に点検できる。

【④取締り対象の K ブランドの範囲を年 30 万件へと拡大】

経済協力開発機構（OECD）によると、K フード、K 化粧品など韓流人気に便乗して海外で流通される偽 K ブランドの市場規模は 11.1 兆ウォン（97 億ドル、2021 年）に達することがわかった。その対策として、海外で流通される K ブランドの模倣品の AI モニタリング・遮断の範囲を現在の 19 万件から 2027 年まで 30 万件へと拡大する。また、農林畜産食品部・海洋水産部と連携して K グランドの模倣品流通が頻発する食料品などの分野を中心に模倣品の真贋判定手法について海外 IP センターや aT センターなど現地の関係機関に知らせることで、海外現地での模倣品判別をサポートし、現地の関係機関には取締りのための模倣品情報を提供するなど、現地における K ブランドの侵害対策を強化する。

今回の対策には、特許庁、産業通商資源部、中小ベンチャー企業部、農林畜産食品部、海洋水産部、外交部が協力する K ブランド保護ガバナンスの構築計画の内容も盛り込まれる。特許庁は侵害が新発するブランドのリスト、被害事例や国別の対応マニュアルなどを提供し、関係部処は輸出支援、知財権の確保、海外公館との協力などを担当する。

特許庁長は「巧妙化する模倣品の製造・流通に素早く対応するためには、対策の中身がより科学的かつ精密なものでなければならない」とし、「先端技術を積極的に活用して模倣品の流通に対応する一方、市場の各主体側も責任感を持って主導的に参加する健全な市場秩序がつけられるよう、その基盤づくりを特許庁がリードしていく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 故意による商標権・デザイン権の侵害時には懲罰的損害賠償が最大 5 倍に改正

韓国特許庁（2025. 7. 22.）

現行の 3 倍から世界最高水準の 5 倍に引き上げる

2025 年 7 月 22 日火曜日から故意による商標権、デザイン権を侵害した場合に侵害者は最大 5 倍まで損害賠償責任を負う。

韓国特許庁は、懲罰的損害賠償を最大 3 倍から 5 倍に引き上げる内容を盛り込んだ改正商標法とデザイン保護法が 22 日（火）から施行されると発表した。

【故意による商標権・意匠権の侵害時に世界最高水準の最大 5 倍賞罰賠償責任を負う】

今回の懲罰的損害賠償の引き上げは、悪意のある商標権・デザイン権侵害を防止し、被害救済の実効性を高めるためである。これまで知財侵害が根絶されない理由として、知財に相当な費用を払うより、侵害から得た利益のほうが大きいという点が指摘されてきた。実際、特許庁が行った国内におけるオンライン上の模倣品のモニタリングの実績をみると、2020 年 137,382 件から 2024 年 272,948 件と 5 年で 2 倍増加するなど、模倣品の流通が急増している現状を考えれば、より強い権利保護が求められている。

海外主要国と比べると、現在のところ、最大 5 倍まで損害賠償が請求可能な国は中国※と韓国のみである。日本には特許権・商標権・意匠権の侵害に対する賞罰的損害賠償制度がなく、米国は特許権・デザイン権侵害の場合は最大 3 倍、営業秘密の侵害に対しては最大 2 倍まで賠償を請求し、商標権侵害に対しては懲罰的損害賠償制度を設けていない。

※商標、営業秘密：2019 年導入/特許、実用新案、デザイン権：2021 年導入

【知財権の全般において「5 倍懲罰賠償」を適用することで、知財権の保護水準が高まる期待へ】

今回の改正は、去年、特許法と不正競争防止法に導入（2024 年 8 月 21 日）された特許・営業秘密の侵害およびアイデアの奪取行為に対する最大 5 倍の懲罰的損害賠償制度を商標やデザイン制度まで拡大することになる。これで韓国は、故意による知財（著作権を除く）侵害に対し世界で最も高い水準である最大 5 倍懲罰賠償を科す体系をつくることができた。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回の改正により、商標・デザイン侵害行為が減り、侵害被害を受ける企業は実質的な賠償を受ける効果を期待する」とし、「懲罰的損害賠償制度が有効に機能するためには、侵害行為について故意性を立証することが重要であるため、資料提出命令を導入するなど制度改善を進めていきたい」と述べた。

特許・実用新案・商標・デザイン権、および、営業秘密の侵害、アイデアの奪取などの被害を受けた際には、特許庁「知識財産侵害ワンストップ通報相談センター (<https://koipa.re.kr/ippolice>) 」にて相談を受け付ける。

4-2 商標出願公開後の異議申立期間を2月から30日に短縮する改正商標法が施行

韓国特許庁 (2025. 7. 23.)

韓国特許庁は、異議申立期間の短縮を柱とする改正商標法が2025年7月22日火曜日から施行されると発表した。異議申立期間が短縮（現行2月→改正30日）され、商標権取得までの期間が早まる※と期待される。

※商標登録手続き：出願→出願公告→（現行の異議申立期間2月後）登録査定

韓国の商標法における異議申立制度とは、審査官が拒絶理由を発見せず、出願公告がなされた商標出願について誰でも出願公告日から2月以内に異議を申し立てる※ことが可能であり、公衆審査的な側面のある手続きである。

※韓国商標法第54条に基づく商標登録拒絶査定の理由に該当する等の事由

2025年6月時点、商標出願の場合、審査着手まで約12.8月（国際商標出願の場合10.5月）がかかり、迅速な権利確保のために異議申立期間を短縮してほしいとの声があった。全体出願公告のうち、異議の申し立てがある件数の割合は約1%に過ぎないにもかかわらず、2か月という期間が維持されてきた。

出願された商標の情報は出願と同時に公開されるため、第三者は情報提供制度を利用して出願された商標に対しいつでも意見を提出することができる。さらに、異議申立理由を補正できる期間の延長（30日）制度も使えるため、出願された商標について第三者が意見を提出できる十分な期間が与えられると思われる。

改正商標法は出願公告日が2025年7月22日以降の商標登録出願について適用される。

特許庁の商標デザイン審査局長は「異議申立期間の短縮により、出願公告がなされた大半の商標において登録査定の時期が早まると思われる」とし、「今後も公衆審査の機会を十

分に与えつつ審査処理期間を短縮できるよう、バランスの取れた商標審査制度を運営し、出願公告決定書上で制度の変更点について案内する方針だ」と述べた。

その他一般

5-1 全国各地で特許パンが楽しめる！製パン関連特許出願が年平均 11%増

韓国特許庁（2025. 7. 17.）

夏休みは「ご当地特許パンの旅」に出よう！…個人・中小企業による特許出願が 77. 7% を占める

ベーカリーを運営している A 氏は、莞島（ワンド）地域の特産物であるアワビを使って海鮮の生臭さを消すとともに誰でも食べやすいアワビパンの製造方法について特許を受けた。

中小企業 B 社は、発芽全粒粉、米の粉、または、ハンラボン（済州島の果物）を添加し、パンの老化を防ぐホドゥグァジャ（くるみ饅頭）の製造方法について多くの特許権を登録した。

中堅企業 C 社は伝統的な麹菌から分離した酵母、乳酸菌とそれを活用した製パン技術でそれぞれ特許を受け、特許権を基盤に製品を発売した。

韓国特許庁は、直近 20 年間（2005 年～2024 年）製パン関連特許出願が約 3, 500 件と年平均 11%増加し、1 年間における出願件数は 2005 年 57 件から 2024 年 416 件へと約 7. 3 倍増えたと発表した。

最近、韓国では食トレンドの変化に伴い、パンの需要が高まっている※影響を受けて関連分野の特許が増えていることと思われる。

※韓国人一人当たり一日のパンの摂取量：（2012）18. 2g→（2023）21. 5g（韓国疾病管理庁国民健康統計より）

また、地域特有のパンを楽しむ「ご当地パンの旅」が消費文化の一つとして定着している中、地域の名物として知られている「ティギムソボロ（揚げパン、大田（テジョン））」と「プチュパン（にらパン、大田）」、「トルガマ饅頭（天安（チョナン））」、「トンオクスパン（とうもろこしパン、大邱（テグ））」、「ヨングンパッパン（蓮根あんこパン、釜山（プサン））」、「トルゲパン（カニパン、麗水（ヨス））」、「クリームチーズパン（安東（アンドン））」などが特許登録※を受けた。

※「ティギムソボロ（揚げパン）」特許第 10-1104547 号（2012. 1. 3. ）、揚げパンの製造方

法

「プチュパン（にらパン）」特許第 10-1333291 号（2013. 11. 20.）、にらパン及びその製造方法

「トルガマ饅頭」特許第 10-1803680 号（2017. 11. 24.）、トルガマ饅頭（あんこ饅頭）の製造方法

「トンオクススパン（トウモロコシパン）」特許第 10-1771099 号（2017. 8. 18.）、トウモロコシパンの製造方法

「ヨンゲンパッパン（蓮根あんこパン）」特許第 10-1848065 号（2018. 4. 5.）、蓮根を入れたあんこパン及びその製造方法

「トルゲパン（カニパン）」特許第 10-2512952 号（2023. 3. 17.）、食感と嗜好度が優れたトルゲパンの製造方法

「クリームチーズパン」特許第 10-2239373 号（2021. 4. 12.）、クリームチーズパンの製造方法

【製パン技術分野別の出願動向：加工技術が 47.5%と 1 位、「健康パン」の成長ぶりが目立つ】

出願動向を製パン技術分野別の割合でみると、アンパン、サンドイッチなどさまざまなパンを作る加工技術が 47.5%（1,658 件）、その次に植物繊維、食用昆虫などパンの栄養や嗜好性を高めるために使われる添加物に関する技術が 29.4%（1,026 件）である。

また、増加傾向をみると、スローフードへの関心の増加に伴い、天然発酵種などパン生地に微生物や酵素を入れた特許が 581 件であり、年平均伸び率が高くなっている。次に、添加物に関する特許も年平均 13.1%の増加ぶりを示している。添加物の中では味と健康の両方への期待が高い消費者嗜好に応じて、カロリー制限の無糖、高たんぱく、低脂肪のパン（206 件）、グルテンフリーパン（96 件）、動物性原材料である牛乳、バター、卵を使用しないヴィーガンパン（61 件）の関連技術が多く出願されていることがわかった。

<味と健康の両方を守るパン関連特許出願（例）>

- ◇（無糖パン）：ツタモミジの樹液、代替糖（アルロース、ステビア）を添加
- ◇（低脂肪パン）：デンプンの加水分解により得られる脂粉デキストリンを添加
- ◇（高たんぱくパン）：豆腐、豆乳、または、乳清タンパク質を添加
- ◇（グルテンフリーパン）：小麦粉の代わりに米、トウモロコシ、アーモンド、または、化工デンプンを添加し、熟成法を変えたことで既存のパンに似た食感を出す
- ◇（ヴィーガンパン）：卵白の代用に豆を茹でた水である「アクアファバ（aquafaba）」を使用

【出願人の類型別でみると、個人・中小企業の割合が全体の 77.7%と大半を占める】

出願人を類型別で分けると、個人 54.4%（1,900 件）、中小企業 23.3%（814 件）、大学および研究機関 8.4%（293 件）の順であり、個人と中小企業が全体の 77.7%を占めることがわかった。特許出願※は一般的に企業、外国、大学・研究機関からの案件が多いことからみて、製パン技術の特許出願においては個人による出願が多い点が目立つ。これは、個人事業者であってもアイデアや技術さえ確保できれば、十分競争力を高める可能性がある」と解釈できる。

※全体特許出願における出願人の類型別の割合（2024 年）：中小企業 25.6%＞大企業 22.9%＞外国 20.4%＞大学および研究機関 13.6%＞個人 12.8%＞中堅企業 3.9%の順

特許庁の特許審査企画局長は「最近、ヘルシーでおいしいパンへのニーズが高まっていることから、製パン技術関連特許出願が増加傾向にある」とし、「韓国の製パン産業が世界的に認められる K-ベーカリーとして成長していけるよう知財分野で積極的に支援する」と述べた。

5-2 特許・商標を出願したスタートアップは資金調達の可能性が 17.1 倍増

韓国特許庁（2025.7.23.）

知財活動を行うスタートアップはエグジットの可能性も最大 5.9 倍増

特許や商標の出願をしたことのあるスタートアップは、そうでない企業に比べて資金調達の可能性が 17.1 倍、エグジット（IPO、M&A）の可能性も 2 倍以上増えることがわかった。

韓国知識財産研究院と韓国開発研究院（KDI）が韓国特許庁と国家知識財産委員会から依頼を受けて分析した「スタートアップにおける資金調達と特許・商標の重要性」に関する研究報告書を 7 月 21 日月曜日に発表した。

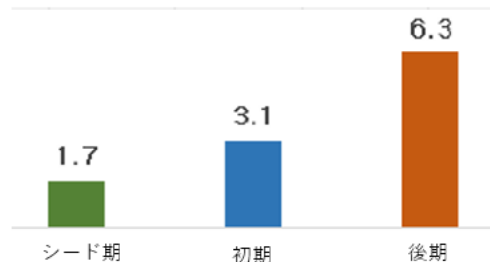
今回の研究は 1999 年から 2025 年までの間、スタートアップ 2,615 社を対象に投資情報や特許・商標出願のデータを収集し、知財活用がスタートアップにおける資金調達やエグジットの可能性に与える影響について分析した。

【スタートアップが先行して特許・商標出願をした場合、資金調達の可能性は 1.7 倍～6.3 倍増加】

先行して特許・商標出願をしたスタートアップの場合、資金調達の可能性がそうでない企業に比べて少なくとも 1.7 倍高くなっている。

資金調達の可能性がシード期では 1.7 倍、初期では 3.1 倍、後期では 6.3 倍と、後期になるほど可能性が高まることがわかった。

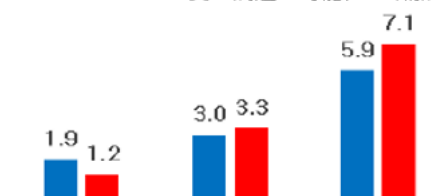
<特許・商標出願時に資金調達の可能性の増加>



【後期に入ったスタートアップの場合、特許・商標出願により資金調達の可能性が 17.1 倍まで増加】

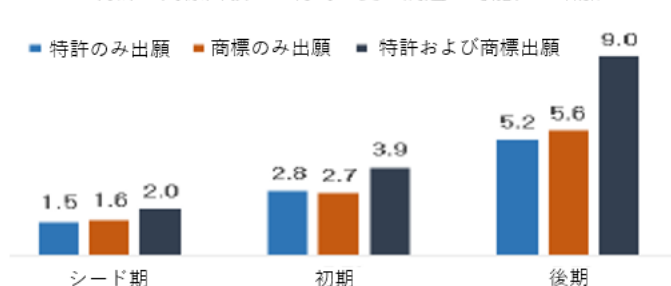
後期段階に入ったスタートアップが特許・商標出願を国内だけでなく外国でも行う場合、資金調達の可能性は 7.1 倍まで高まる。

<国内外で特許・商標出願時に資金調達の可能性の増加>



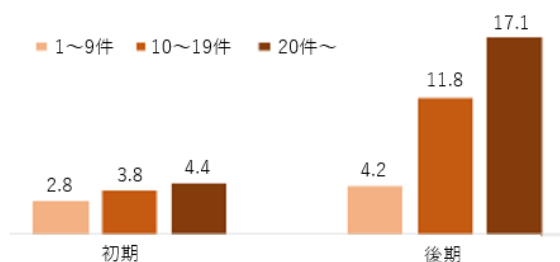
スタートアップが確保しようとする知財の種類によっても資金調達に影響を与えることがわかった。後期段階に入ったスタートアップが特許出願と商標出願を並行する場合は、資金調達の可能性が最大 9 倍まで高くなる。

<特許・商標出願の並行時に資金調達の可能性の増加>



さらに、特許・商標の出願件数が資金調達に最も大きく影響を与えることがわかった。後期段階に入ったスタートアップが特許・商標を 20 件以上出願する場合、資金調達の可能性が 17.1 倍まで高くなる。

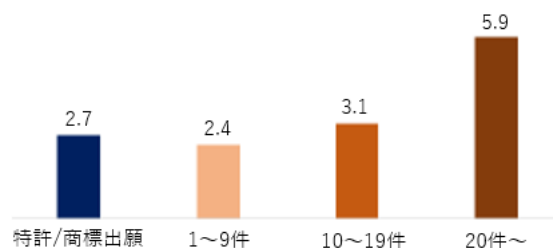
<特許・商標出願件数による資金調達の可能性の増加>



【スタートアップが先行して特許・商標出願をした場合、エグジットの可能性は 2 倍以上増加】

先行して特許・商標出願をしたスタートアップの場合、投資資金を回収するエグジット（IPO、または、M&A）の可能性も2倍以上増加することがわかった。

また、スタートアップが国内外で特許・商標を20件以上出願する場合、エグジットの可能性が最大5.9倍まで高くなることがわかった。



【スタートアップを育成するためには、資金支援と並行して知財戦略への支援が必要】

国家知識財産委員会のイ・グァンヒョン民間委員長は「欧米のように韓国でも知財がスタートアップにとって重要な要素になることがわかり、政府はスタートアップに対し資金のみならず、知財戦略を並行して支援する必要があると思う」と述べた。

キム・ワンギ特許庁長は「今回の研究結果は、韓国スタートアップの知財情報が外部投資家にとって企業の成長可能性や価値を評価する上で欠かせない指標になっていることを意味する」とし、「スタートアップが知財を基にイノベーションの価値を認められ、投資の誘致など成長の好循環をつくれるよう、有効な支援政策を引き続き拡大していく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム